

# 鳥取県公報

平成 24 年 12 月 4 日 (火) 第 8 4 5 3 号

毎週火·金曜日発行

			目	次
$\Diamond$	告	示	清算法人福部地区土地改良区の清算人の追	89) (〃)・・・・・・・・・・・・2 東部総合事務所福祉保健局)・・・・・・・2
	公	告	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の生産事業者講習会の開催(森林・林業総会	

## 示

#### 鳥取県告示第788号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定 により次のとおり告示する。

平成24年12月4日

鳥取県知事 平 井 治

名称	所在地	指定年月日	
太田歯科医院	鳥取市吉方温泉三丁目852-8	平成24年10月1日	
だんだん調剤薬局	米子市両三柳4482-12	JJ	
山藤医院	鳥取市大榎町17	平成24年10月22日	
医療法人たかすリウマチ・整形外科クリニック	鳥取市叶288-11	平成24年11月1日	

#### 鳥取県告示第789号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出 があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年12月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日	
医療法人山藤医院	鳥取市大榎町17	平成24年10月21日	
たかすリウマチ・整形外科クリニック	鳥取市叶288-1	平成24年10月31日	

#### 鳥取県告示第790号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したの で、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年12月4日

鳥取県東部総合事務所長 齋 彦

事業者の名称又は	指定に係る事業所	指定に係る事業所	指定年月日	サービスの種類	
氏名	の名称	の所在地	<u>有比平</u> 月日		
特定非営利活動法	デイサービスたちば	鳥取市行徳三丁目	平成24年12月1日	通所介護	
人桔梗会	な	976 — 2			
株式会社くれよん	デイサービス梨の郷	鳥取市雲山123-2	"	"	

#### 鳥取県告示第791号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定し

たので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年12月4日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称又は	指定に係る事業所	指定に係る事業所	<b>松</b>	サービスの種類	
氏名	の名称	の所在地	指定年月日		
特定非営利活動法	デイサービスたちば	鳥取市行徳三丁目	平成24年12月1日	介護予防通所介護	
人桔梗会	な	976 - 2			
株式会社くれよん	デイサービス梨の郷	鳥取市雲山123-2	11	II .	

#### 鳥取県告示第792号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指 定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年12月4日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉 サービス事業を行っ ていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サ ービス事業を行ってい た事業所の所在地	障害福祉サー ビスの種類	廃止年月日
有限会社ケア	鳥取市吉方	有限会社ケアサービ	鳥取市吉方温泉二丁目	居宅介護	平成24年11月
サービス博愛	温泉二丁目	ス博愛訪問介護事業	516		30日
	516	所			
特定非営利活	東京都豊島	ゆいまぁる	八頭郡若桜町大字若桜	相談支援事業	平成24年12月
動法人ワーカ	区池袋三丁		257		1 日
ーズコープ	目 1-2				

### 鳥取県告示第793号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、次のとおり清算法人福部地区土地改良区から清算人が退任した旨の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成24年12月4日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

退任した清算人の氏名及び住所

平 木 道 人 鳥取市福部町蔵見185

山 本 昭 義 鳥取市福部町中206

安 田 正 美 鳥取市福部町蔵見890

吉 田 勉 鳥取市福部町南田151-2

出 井 貞 一 鳥取市福部町中29

田 中 富美男 鳥取市福部町久志羅250-1

前田武志 鳥取市福部町左近862-2

前 田 恒 男 鳥取市福部町左近394

山口昭司 鳥取市福部町久志羅350

谷 岡 稔 鳥取市福部町蔵見237

近藤定美 鳥取市福部町南田150-8

勝 鳥取市福部町左近855-3 水 田

川上 豊 鳥取市福部町久志羅287

安田正明 鳥取市福部町蔵見278

吉田秀徳 鳥取市福部町南田121

平成24年8月20日退任

#### 鳥取県告示第794号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人 の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成25年1月22日までの間、インターネットを利用する方法により公 衆の縦覧に供する。

平成24年12月4日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 申請のあった年月日
  - 平成24年11月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人お菓子屋くればす

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

岩佐 美穂

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

境港市清水町631-3

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障害がある人に対して福祉サービス等に関する事業を行い、障害がある人の労働習慣の確立、 就労意欲の向上等を目指し、障害がある人が自信を持って社会参加や社会復帰していく訓練等をすることを目 的とする。

- 6 定款の変更事項
  - (1) 役員の定数及び職務
  - (2) 総会の招集、議決、表決権等及び議事録
  - (3) 理事会の招集及び議事録
  - (4) 定款の変更
  - (5) その他所要の規定の整備

# 告

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第11条第1項の規定により、同法第10条第3項第3号イの生産事業者講習 会を次のとおり開催する。

平成24年12月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 受講対象者

配布の目的をもって種苗を採取し、又は育成する事業を行おうとする者

- 2 開催の日時及び場所
  - (1) 日時 平成25年1月23日 (水) 午前9時から午後4時まで
  - (2) 場所 鳥取市河原町稲常113 鳥取県農林総合研究所林業試験場
- 3 科目及び時間
  - (1) 種苗に関する法令 2 時間
  - (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
  - (3) 種苗の生産技術に関する事項 2 時間
- 4 受講申込手続

所定の受講申込書を平成25年1月9日(水)までに住所地を管轄する総合事務所農林局を経由して知事に提 出すること。

5 受講手数料及び納付方法

受講手数料は14,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書に貼り付けて納付すること。 この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印章